

はじめに

これまでの福島市消防本部の違反是正は、「説明と説得」を基本としてきました。

例えば、物件の存置に対しては、関係者を粘り強く説得し、命令の発動前に撤去させるといったことで、物件存置が解消されるまで数時間にわたり現場指導を続けたこともありました。

このように、即時改善が為されれば良いのですが、消防用設備等の設置に係る違反については、「違反処理を現場で完結させることはほぼ不可能」であるため、違反処理完結までの期間が長

期に及んでしまうことが課題となっていました。

「利用者の安全のため、もっとできることがあはず…」この気持ちは、職員の誰もが持ちつつも、あと一步を踏み出すことができずにいたのです。

そんな折、消防庁の事業である、違反是正の推進に係る実務研修【区分A】の受講機会をいただいたことで、その一步を踏み出すことができ、こう着していた事態が進展した事例と、その後の消防本部の違反処理標準化への取組みについて紹介いたします。

違反処理標準化への取組み 個人住居を含む違反是正と 消防法第5条の3措置命令の事例紹介

福島市消防本部予防課 佐藤淳也



磐梯吾妻スカイライン

なお、本稿の意見にあたる部分は、当消防本部のものではなく、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

福島市と福島市消防本部

福島市は福島県の北部に位置し、西は吾妻連峰、東は阿武隈高地に囲まれた福島盆地にあります。このような地形から、夏と冬の寒暖差が大きく、果物をはじめとした農産物がおいしく育つ地域で、「実・湧・満・彩(みわくまんさい)福島市」のキャッチフレーズのもと、観光誘致に努めています。

また、当市は、「栄冠は君に輝く」、「高原列車は行く」等数々の名曲を世に送り出した作曲家、古関裕而氏の出身地で、この3月から放送が開始された連続テレビ小説「エール」の舞台となっていることから注目を集めています。

当消防本部は、面積約767.72km²、人口約28万6千人、政令防火対象物数約8,300件(延べ面積150㎡未満を除く。)の福島市全域を1本部、3消防署、2分署、3出張所の組織のもと、266名の職員により管轄しています。

予防業務の体制

当消防本部における予防業務の体制は、本部に予防課を置き、3消防署と1分署に予防係を配置しています。

予防課は、課長以下、予防係、消防設備係、調査係に計12名が所属し、調査係が違反是正事務を担当しています。

消防署は、予防係に日勤の係長を配置し、その他の予防係員は2交代制の隔日勤務で、警防隊を兼務しながら予防事務を担当しています。

福島市消防本部違反処理等審査会

以前の当消防本部は、立入検査結果通知書を交付した後は、説明と説得を繰り返すばかりで、上位措置に移行しないことがほとんどでした。

違反処理を強化するきっかけとなったのは、当市において平成29年10月1日に施行された違反対象物の公表制度です。

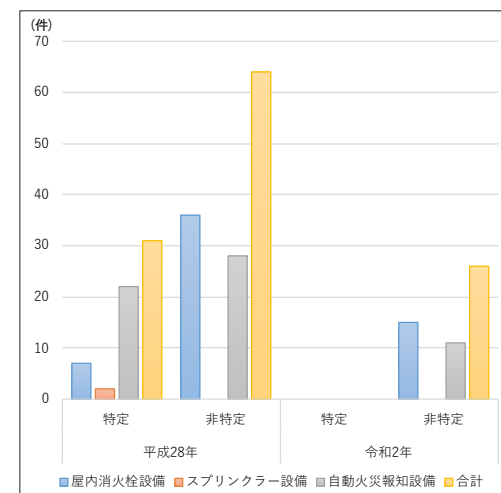


図1 重大違反対象物数の推移

その施行に先駆け、違反対象物を一掃するべく、福島市消防本部違反処理等審査会(以下、「審査会」という。)を立上げ、定期的に開催することとしました。

この審査会は、予防課及び各署の実務責任者を構成員として、違反対象物の現状を共有し、違反処理の課題について協議することを目的としています。

平成28年3月31日及び令和2年6月1日時点の重大違反対象物数は図1のとおりです。

審査会の設置以降、構成員の働きかけもあり、査察担当職員の違反是正への意識があきらかに向上しました。

これまでの通知書による指導から脱却し、警告書の交付と並行して、設置がより簡便な設備の提案や、特例要件の提示等、具体的な改善の方法を提案するようになりました。何よりも関係者に対し、熱意をもって対応するようになりました。

違反公表制度施行との相乗効果もあり、命令を前提とした積極的な違反是正を進めることで、特定防火対象物の重大違反を一掃することができました。

今後は、非特定防火対象物の中でも人命危険性の高いものから優先的に違反処理を進めていくとしています。

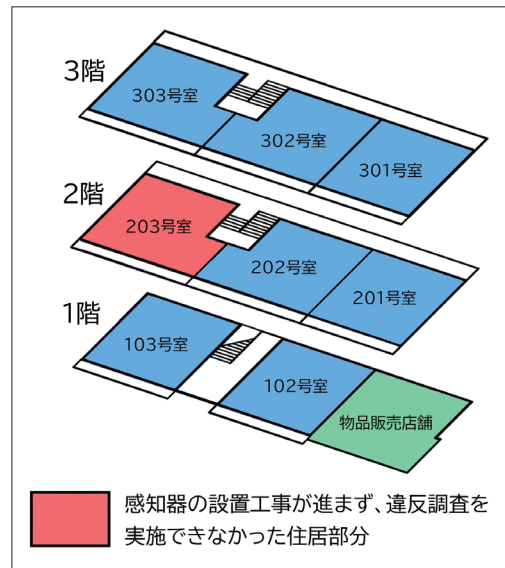


図2 店舗付き共同住宅の概要

事例紹介1（消防法第17条関係）

今回は、その違反対象物の中でも、個人住居を含むことが問題となり、自動火災報知設備の未設置違反が長期にわたり継続された事例を紹介します。

(1)防火対象物の概要

用途：店舗付き共同住宅

消防法施行令別表第1に掲げる(16)項イ

構造：鉄骨造（耐火構造）

階数：地上3階

延べ面積：509.88㎡

(2)違反の内容

自動火災報知設備未設置

（消防法第17条第1項違反）

(3)違反是正の経過

この店舗付き共同住宅は、平成11年1月の完成時から現在に至るまで個人が所有、管理しています。

この防火対象物は、消防法施行令の一部改正（平成14年政令第274号）により、自動火災報知設備の設置が週及して義務付けられましたが、所有者はこのことに対し繰り返し不満を訴えていました。

前述の審査会をきっかけに指導を強化、平成

30年1月に警告書を交付すると、間もなく工事整備対象設備等着工届出書が提出されました。

しかし、着工から1年以上が経過しても、後述する住居部分の感知器設置工事が進んでおらず、工事完了の見通しが立たないことから、消防法第17条の4に基づく、消防用設備等設置命令への移行を検討することとしました（図2参照）。

(4)命令の発動にあたっての問題

この対象物は次の2つの問題点を抱えており、そのことが違反を長期化させ、命令発動を妨げる要因となっていました。

○問題点1

所有者が、共同住宅の入居者の一人（以下「占有者」という。）との間に民事的なトラブルを抱えており、お互いに話し合いを拒んでいることから、工事の調整がつかないこと。

○問題点2

占有者が、消防からの連絡に応じないため、立入検査の承諾を得られないこと。

(5)命令の要件についての検討

これらの理由により、占有者の住居部分に違反調査を実施できずにいました。

この場合の対応として、占有者の住居部分の違反調査を省略し、周囲の見分と関係者への質問録取により感知器の未設置を判断することが可能か、また、占有者の住居部分の実況見分を実施するため、立入検査の通告をしても応答がない場合は、これを拒否又は忌避として占有者に対し罰則を適用することが可能かを検討しました。

(6)違反是正実務研修【区分A】の受講

これらの問題を検討している最中でした。

消防庁の事業として進められている、違反是正の推進に係る実務研修【区分A】受講の話をいただき、仙台市消防局で受講させていただきました。

研修中は、先進地の違反処理や、業務の進め方を一部体験するなど、貴重な経験をさせていただき、当消防本部の違反処理体制を見直すきっかけともなりました。

本事例においても、具体的なアドバイスをいた

だき、今後の方向性を確認することができました。

研修終了後、研修中にいただいたアドバイスや、消防庁の弁護士相談事業を活用し、解決に向け検討を重ねました。

(7)当消防本部の判断

当消防本部で判断した結論は次のとおりです。

①違反調査を実施していない部分は、事実の確認ができないため、その部分に命令を発動することは困難

②関係者の承諾を得られない限り、罰則を前提とした個人の住居に対する立入は困難

なお、弁護士相談事業の結果も、当消防本部の判断とおおむね同様でした。

(8)事実確認ができない部分の対応

感知器未設置の事実確認については、配線や、無線中継器等の有無を確認することにより、判定できると考えられます。

一方、トイレ、浴室等その他の感知器設置免除部分の詳細が明確でないこと、構造要件の確認ができないこと等を考慮すると、他にもあらゆる可能性が考えられ、設置の状況を断定するには至りません。

違反の内容を特定できなければ命令の内容に明確性を欠き、命令が無効となるおそれもあります。

(9)個人の住居への立入

次に、罰則を担保とした住居部分への消防法第4条による立入が可能かを検討しました。

消防法第4条ただし書において、「個人の住居は、関係者の承諾を得た場合①又は、火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合②でなければ、立入ることができない」旨を規定しています。

①関係者の承諾を得た場合

消防法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されていますが、相手方が拒否した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできないとされています。

そのうえ、個人の住居に対する平常時の立入は、関係者への承諾を条件としており、立入の拒否、又は居留守があっても、それが消防法第44条

第1項第2号の忌避又は拒否にはあたらないと考えられます。

本事例では、占有者と連絡をとることができずにいたことから、承諾を得ることもできません。よって、罰則を担保とする立入はできないという結論に至りました。

②特に緊急の必要がある場合

占有者の住居部分は、外観上異常なく、自動火災報知設備の設置が確認できないことを考慮しても、「事態が差し迫って即刻臨機の措置をとるべき必要がある場合」とは言えず、火災発生のおそれが著しく大とはいえません。

以上のことから、この事例においては占有者と連絡を取り、立入の承諾を得られなければ、所有者に対し命令を発動することは困難と判断しました。

立入ができない場合でも、占有者に対し、郵便等の手段で内部の状況を報告徴収する方法も考えられますが、満足のいく報告は得られないでしょう。

昨今の社会情勢においては、悪意なく居留守を使うことも珍しくありません。占有者がなぜ対応しないのかが不明の状況で、積極的な違反処理を進めることについては疑問が残ります。

(10)違反是正の完結

占有者宅には、曜日や時間を変えて訪問し、



花見山公園と吾妻小富士



実況見分の様子



指導者養成研修会の様子

その都度文書を投かんし、併せて電話連絡するなどしてきました。

しかし、進展が見られなかったため更に踏み込んだ対応として、以下の順に試みることにしました。

ア 訪問時の投かん文書に、返答期限を明示する。

イ 内容証明郵便で、立入を通知する。

ウ 現場に待機して関係者と接触を図る。

エ 占有者に対し、警告書を交付する。

アを実行に移すのと並行して、イ、ウ及びエが法令上問題ないか、関係機関に照会し、準備を整えていたところ、アの返答期限当日に、占有者

から電話を受けることができました。

その後も対応に苦慮する点はありませんでしたが、最終的に所有者及び占有者と調整を図ることができ、工事の日程を決めることができました。

工事日には、消防職員も同行し、感知器の設置状況を確認しました。

後日、消防検査を実施し、消防用設備等検査済証を交付し、違反是正が完結しました。

事例紹介2（消防法第5条の3関係）

前述の違反是正実務研修の間、消防法第5条の3に基づく措置命令の発動に立会いました。

研修先消防職員の判断の速さ、実況見分及び質問録取へのスムーズな移行を目の当たりにし、その技術の高さに感銘を受けました。

(1)防火対象物の概要

用途：複合ビル

消防法施行令別表第1に掲げる(16)項イ

構造：鉄筋コンクリート造(耐火構造)

階数：地上12階、地下2階

(2)違反の概要

違反是正実務研修の修了後、市街地を管轄する福島消防署から、物件の存置を覚知し即時撤去がなされなかったため、措置命令を発動すると話がありました。

現場は、地下に入居する飲食店のバックヤード側屋内階段で、その飲食店で使用する物品や廃棄物が存置されていました。

この階段は、一般客の避難経路となることから、迷いなく措置命令が必要と判断することができました。

実務研修で得た経験を活かすことができ、口頭命令から命令書の交付、公示までの処理をスムーズに進めることができました。

措置命令の指導者養成研修会の実施

措置命令に係る指導者を養成し、その指導者のもと消防吏員全員が研修を受けられる体制を作るため、令和2年1月に消防法第5条の3に基づく措置命令の指導者養成研修会を実施しました。



立入検査用資機材と消防手帳に貼付した口頭命令の例文

全職員に対する指導

「消防法第5条の3の措置命令は、消防吏員であれば、誰でも発動できなければならない」。このことを実現すべく、研修会を終えた指導者は、各所属において、全職員を対象に座学、実技の指導を行いました。

また、命令の要件や例文を消防手帳に貼付するためのシールを職員に配布するとともに、共通の立入検査用資機材を配備するなど、ハード面の整備も進めました。

まとめ

事例1は、違反処理に着手してから完結までに長い期間を要したのが反省点です。

違反調査には一定の限界がありますが、その場合でも、消防用設備等を適法に設置し、利用者の安心安全を確保するという目的が揺らぐことはありません。

また本事例では、改めて接遇の重要性を認識させられました。結果的には、担当した職員の真摯な姿勢が違反是正完結の決め手だったように思います。

最終的に行政処分に進むことはありませんでしたが、この経験は、当消防本部の違反処理体制の強化に向けて大きな一歩となりました。

事例2は、実際に措置命令という一歩を踏み出したことで、職員の意識に前向きな変化が見られました。

今後の課題は、措置命令発動への心理的な障壁を取り除くことです。



措置命令の研修修了後に職員に対しアンケート調査を実施したところ、命令発動の線引きが難しいとの意見が多くありました。

物件存置の現場は個別的であり、条件に大きく左右されますので、一律的な規制にはなじまないものです。この部分をどう標準化するのが措置命令発動への鍵だと思います。

今後は、研修の機会を増やし技術の向上を図るとともに、判断に迷う場合には速やかに応援を要請し、複数の職員により意思決定することで、措置命令を発動しやすい体制を整えていきたいと思っています。

当消防本部においての違反処理は、まだ「特別な業務」と認識されている状況です。

今後は、「日常の業務」にしていかなければなりません。

違反処理を日常業務に浸透させ効率的に事務を行うために、立ち止まることなく違反処理の標準化を進め、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

おわりに

本稿の執筆にあたり、当消防本部の経験した事例が、全国の違反処理担当者の参考になれば幸いです。

最後に、違反是正実務研修の受入れ、数々のアドバイスを頂戴するなど、多大な協力をいただきました仙台市消防局の皆様にご心より感謝を申し上げます。